

奈良市エンゼルサポート事業業務仕様書（ヘルパー派遣業務）

1 趣旨

この仕様書は、奈良市エンゼルサポート事業実施要綱（平成30年告示第486号。以下、「要綱」という。）第17条に基づき、奈良市エンゼルサポート事業（ヘルパー派遣業務）の受託事業者への委託について、必要な事項を定めるものとする。

2 定義

この仕様書で使用する用語の意義は、要綱で使用する用語の例によるものとする。

3 業務内容

受託事業者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 要綱第4条の事業の実施に関すること。
- (2) 要綱第6条に規定するヘルパーの派遣に関すること。
- (3) 要綱第9条に規定する事業計画の策定及び利用状況の報告に関すること。
- (4) 要綱第10条に規定する派遣の除外等の報告に関すること。
- (5) 要綱第12条及び13条に規定する費用負担の徴収に関すること。
- (6) 要綱第15条に規定する秘密の保持等に関すること。
- (7) 要綱第16条に規定する関係機関との連携に関すること。
- (8) 事業の広報に関すること。
- (9) 各種集計表の作成及び提出に関すること。
- (10) その他事業の実施に必要な業務。

4 履行期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

5 履行場所

対象家庭の居宅及び支援を必要とする場所

6 派遣の実施日時等

(1) 派遣の実施日時

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までを除く月曜日から金曜日までの午前8時から午後6時までの間で利用者が希望した日時

(2) 派遣回数及び時間

ア 1回あたりの派遣時間は2時間以内、1日当たりの派遣回数は2回以内、1週間当

たりの派遣日数は3日以内とする。

イ 事業の実施期間及び上限時間数は、次のとおりとする。

(ア) 産前

母子健康手帳の交付を受けた日から出産日までの間に20時間以内

(イ) 産後

子の誕生日から子が1歳に到達する日までの間に60時間以内、子が1歳に到達した日から小学校就学の始期に達するまでの間に40時間以内

ウ 市による事業の利用承認日又は利用者の利用開始希望日のうち、いずれか遅い方の日付から2週間以内にヘルパー派遣を開始すること。

エ 対象家庭にヘルパーを派遣する頻度は、最低週1回以上とし、1週間当たり少なくとも2時間の支援を行うこと。ただし、利用者がこれよりも少ない派遣頻度又は派遣時間を希望するときは、利用者の希望に従って支援を行うこと。

(3) 派遣時間の算出

派遣時間は、ヘルパーが対象家庭の居宅を訪問してから退出するまでの間の実質支援時間とし、ヘルパーの食事及び休憩時間は派遣時間に含まない。

7 受託事業者が利用者から直接受け取る経費

受託事業者は、次の費用について利用者から直接支払を受けること。

(1) 要綱に定める利用者負担額

(2) 生活必需品の買い物等を行う際の実費

(3) その他事業に要する費用のうち、利用者が負担することが適当であると認められるもの

8 業務の円滑な実施

(1) 本事業の実施は、要綱に基づいて行うものとし、関係法規を遵守するものとする。

(2) 利用承認後は、災害時等正当な事由の無い限り業務の実施を拒否できないこと。

(3) 利用者の自己負担金等の徴収は受託事業者の責任において行うものとし、徴収に要する経費等、負担の一切は受託事業者が負うものとする。

9 実施体制の整備

(1) 受託事業者は、奈良市子ども育成課及び奈良市エンゼルサポート事業（受付調整事務）を実施する事業者と連携・協力し、事業を行うものとする。

(2) 業務担当者に対し、年1回胸部エックス線の検査を実施し、健康管理に努めること。

(3) 業務担当者に対し、必要な研修を実施又は受講させ、資質の向上に努めること。

(4) 利用者又はヘルパー等の事故及び業務委託に支障を及ぼすような事態に備え、マニ

ユアルの作成等緊急時に迅速に対応できる体制を整備し、ヘルパー等に徹底させること。

- (5) 事故等の緊急事態に備え、本事業の実施に必要な損害保険等の保健に加入したうえで事業を実施すること。
- (6) ヘルパーは、利用者の居宅を訪問する際、事業者が発行する身分証明書を常に携帯し、必ず利用者に提示すること。

10 帳票等の整備等

- (1) 本事業の適正な実施を確保するため、関係書類及び次に掲げる諸帳簿等を整備するとともに、事業終了後から5年間保存しなければならない。
 - ア 委託契約書及び仕様書
 - イ 会計関係書類
 - ウ 人事労務関係書類
 - エ 利用者関係書類
 - オ その他必要書類
- (2) 受託事業者は、本事業の実施に当たり提供を求められた事項について速やかに報告すること。

11 事故対応

- (1) 本事業により生じた事故及び損害については、奈良市に故意又は重過失のない限り、受託事業者がその負担と責任において処理にあたること。
- (2) 本事業により生じた事故等について、速やかに奈良市へ連絡し、書面で報告すること。

12 事業の報告等

受託事業者は、利用者及び利用状況等を明確にするため、毎月、奈良市エンゼルサポート事業計画書兼報告書、完了報告書、実績報告書、派遣の状況の分かる書類を作成し、月末までの業務終了後、速やかに発注者に報告しなければならない。

13 要望等への対応

利用者の要望等の中には、事業をさらに充実・発展させる材料が多く含まれていると思われるので、申出があった場合は、次のような処理体制をとること。

- (1) 要望等の処理は、原則として受託事業者が対応し、処理すること。また、その内容を記録し、速やかに奈良市に報告すること。
- (2) 受託事業者は、必要に応じて利用者の個別の要望等について、調査を行うこと。

14 委託料の対象経費

委託料の対象となる経費については、次のとおりとする。

- (1) 事前訪問（派遣調整分）に係る経費
- (2) ヘルパー派遣費用

15 その他

- (1) 広報の際は、事前に奈良市の承認を得ること。
- (2) 本仕様書に不足又は不明な箇所については、奈良市及び受託事業者が協議の上、決定する。